

平成21年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：刑事法（配点：100点）

注意事項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は、全部で2ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 4 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 5 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 6 机上に各自の「受験票」と「大学入試センター法科大学院適性試験受験票」を出しておくこと。
- 7 解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。

第1問(刑法)

甲は、友人のAから自転車を一時的に借りて近くの食堂に出かけ、店先の歩道に自転車をとめた。同店で食事をすませて外にでてみると、見知らぬ乙が、自分の乗ってきた自転車に乗ろうとしているので、甲は、「まで。なにしているんだ。」と叫んで、乙の肩を強くつかんだ。乙は、その手を必死に振り払った後、甲の顔面を数回殴打した。甲は一瞬ひるんだが、自転車をとられてはなるまいと、自転車の荷台に手をかけ、ペダルに両足をかけていた乙もろとも自転車を横転させた。その直後、騒ぎを聞きつけた食堂の客が地面に倒れている乙を取り押さえた。この騒ぎで、甲は鼻の骨を折り、乙は足をねんざし、両者はほぼ同じ期間の治療を要する怪我を負う結果となった。

甲がAから借りた自転車は、実は、1か月まえにAが乙から盗んだものであり、甲にはその認識がまったくなかった。また、乙が、その自転車が自分のものであることを告げずに甲を殴ったのは、甲を、自転車を盗んだ張本人だと誤解し、できるだけかわり合いをもたずに、偶然見つけた自分の自転車をただちに取り戻したいと思ったためであった。

甲と乙の行為は刑法上どのように評価されるか。

(配点：60点)

(刑事法)

第2問 (刑事訴訟法)

AおよびBは、共謀のうえ被害者Cを殺害したとして、公訴を提起された。Aは犯行を全面的に否認し、BはAとの共謀を含めて犯行を自白している。

Bの自白以外にAを犯行と結びつける証拠がない場合、裁判所はAの有罪を認定できるか、論じなさい。

(配点：40点)